

令和2年7月28日

各位

公益社団法人福岡県薬剤師会
会長 原口 亨

「薬局における薬剤交付支援事業」請求にかかる手続きについて

平素よりかかりつけ薬剤師・薬局の推進をはじめ薬剤師職能向上のためご尽力いただき、誠にありがとうございます。

薬剤の配布等を行った薬局におかれましては、月毎の配送等に要した費用等について、翌月5日までに実施状況一覧の提出が必要となっております。

つきましては、「「薬局における薬剤交付支援事業」実施方法について」文書を再度ご確認ください、実施状況一覧を翌月5日までに福岡県薬剤師会 (shien@fpa.or.jp) 宛ご提出お願いいたします。

<費用等請求にかかる留意点>

- 1日（月末最終日）～5日の間に Excel データを添付しメールで申請
- 「0410対応」「CoV 自宅」「CoV 宿泊」の記載のある処方箋のみが対象
- 「代引き手数料」「振込手数料」等、支援の対象外・患者の自己負担分は除外する
- 福岡県薬剤師会 HP より Google フォームにて報告を行った分のみが対象
- 算出の根拠となる資料は各薬局にて保管（後日確認させていただく場合があります）
- 請求額

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	500 円	0 円
	配送業者	配送料全額	
宿泊療養施設の患者に薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とし、500円を都道府県薬剤師会へ請求する。			
0410 対応	薬局の従事者	300 円	200 円
	配送業者	配送料-200 円	
1か所の届け先について複数人分を薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とする。			

以上